

2023年7月24日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「貴協会が本人（特定住所 A 特定個人 B 氏）に発送した放送受信料口座振替利用による領収書の返戻の有無。特定住所 C、特定個人 D 氏に対する郵便物ではない。」とした、個人情報の開示の求めがあった。

NHKは、求める個人情報が存在せず、開示することができないとした。

これに対して視聴者より、「平成13年NHK職員と電話通話した。曰く、領収証は、契約先（特定住所 A）へ発送され返戻されていないことから届いている旨即答した。素早い対応であり、手許付近に資料があると思料される。開示できない理由としてH. 13年補正により特定住所 A を補正、現住所の特定住所 C と記録したとなっているが、これは誤りであり、特定住所 A の箇所は特定住所 E でなければならない。本人は特定住所 A に世帯を構えたことはなく、特定住所 A として放送受信契約を結ぶこともあり得ない。契約開始はS. 48年であり、NHKによる「補正」が行われる平成13年まで（28年分）の受信料領収証の所在が不明である。

- ① 本人及び家族はこれを見た覚えがない。
- ② NHK職員は平成13年に本件代理人に対し、電話通話で当該期間は契約住所である特定住所 A へ領収証を郵送している、発送元（NHK）には日本郵政(株)から宛先不明として戻されていないことから宛先に届いていると即答された。郵送済み領収書の返戻に関する管理資料が手元になれば不可能である。また、宛先不明返戻は毎回、相当数、発生するはずであり、処理をするため現在でも管理がなされるはずである。
- ③ 日本郵政(株)の見解では郵便の配達は最初に宛先住所によって仕分けされ、且つ、名義を確認できたものを配達する。特定住所 A へ発送した郵便を特定住所 E へ配達はしない。仮に、特定住所 A の住所が存在し、且つ同姓同名の登録があれば同所に配達済みである。しかし、受取手は誤配と気づくので年余にわたることは普通はない。
- ④ NHKは「補正」が行われた事実によって特定住所 A の実体を否定している。従ってこちらに領収証は配達されるはずがない。②の貴協会職員の説明と矛盾する。

上記から、当時のNHK職員は否定したが、本人宛ての約28年分の受信料領収証は発送元（NHK）へ返戻され続けた可能性が高い。領収証の扱いの疑義、個人情報の保護の観点からも懸念が残るとして再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

郵送した領収書が返送された記録は、平成13年当時は、各地域放送局で管理していたが、それ以前のものを含めて、担当地域放送局では現在は保有して

おらず、開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めについて、当委員会は、関係部局への聴取を行い、放送受信契約に関わるNHKの営業関係の帳簿書類の保管期間を定めた規程に「不着領収書」の保存期間は調査後1年であること、業務管理上運用している営業システムにも平成13年以前の記録は残っていないことが認められ、当該保有個人データは存在しないというNHKの説明に特段不自然不合理な点はなく、本件を不開示としたNHKの取り扱いは妥当と判断する。

4 審議の経過

2023年 5月18日（第330回審議委員会）

諮問、審議

6月 8日（第331回審議委員会）

審議

7月24日（第332回審議委員会）

審議、答申